

11月、12月は人権について
みんなで一緒に考える大切な期間です！



女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日から25日までの2週間)

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

内閣府では、今年度も女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワーのパープル・ライトアップを実施いたします。このライトアップには、暴力根絶の呼びかけと、被害者に対して「あなたは一人ではない！相談をしてください」というメッセージが込められています。近年では全各地でパープルライトアップ運動が行われています。

築上町では、広報誌の裏表紙をパープルにし、運動に参加しています！



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人権週間

(12月4日から10日までの1週間)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

人権講演会のお知らせ

弁護士の徳田靖之さんをお招きし、ハンセン病に関する講演会を行う予定です。みなさんのご来場お待ちしております！！

- 日時：12月6日(日) 13:00～(12:30開場)
- 場所：コマーレ(大ホール)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (12月10日から16日までの1週間)

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

※連載で掲載しております築上町文化協会紹介は今月はお休みします。